

公 告

南下原排水路〔第2工区〕整備工事について、次のとおり制限付き一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び第167条の10の2第6項の規定に基づき公告する。

なお、本公告の入札は、あいち電子調達共同システム（CAL S / E C）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施する。

平成24年8月8日

春日井市長 伊 藤 太

1 制限付き一般競争入札に付する事項

(1) 件名

南下原排水路〔第2工区〕整備工事

(2) 場所

春日井市南下原町外1町地内

(3) 工期

契約締結日の翌日から平成25年2月28日まで

(4) 工事概要

工事延長 L=109.86m

□1900×1800 布設工 l=109.9m

人孔工 1箇所

仮設工 一式

付帯工 一式

(5) 予定価格

45,150,000円（税込）

(6) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（特別簡易型）の工事である。

2 制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本件工事の制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成24年度及び25年度の春日井市入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の規定に基づく土木工事業に係る特定建設業の許可を受けている者で、春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成5年4月1日施行）に基づく指名停止又はこれに準ずる措置を制限付き一般競争入札参加申込の日（以下「申込日」という。）から当該工事の落札決定までの間に、受けていないものであること。
- (3) 申込日から当該工事の落札決定までの間において、「春日井市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月19日付け春日井市長・愛知県春日井警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (4) 契約締結先となる本店（法の規定に基づく許可を受けたものに限る。）を春日井市内に有し、当該本店が建設工事の春日井市入札参加資格者名簿に登載後、申込日において引き続き3年を経過していること。
- (5) 申込日において1年7か月を経過していない審査基準日の総合評定値通知書の土木一式工事の総合評定値が、650点以上であること。
- (6) 法に規定する主任技術者又は監理技術者を専任で配置することができること。
- (7) 平成21年4月1日以降に完成した官公庁（国、地方公共団体、公社、公団、事業団及び独立行政法人に限る。）が法の規定に基づく土木工事業の工事として発注した工事について、元請として1件が2千万円（JV工事は、出資割合が20%以上の場合に限り、実績金額は、出資割合で按分後の金額とする。）以上の施工実績を有する者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」及び、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(2) 総合評価の方法

ア 評価値の算定方法

評価値は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者について、次の算式により算定する。

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}$$

イ 配点

第2項の制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格を満たしている場合に標準点100点を付与するものとし、加算点の最高点は18点とする。

(3) 評価の基準

ア 企業の技術力

評価項目		評価基準	配点	満点
企業の施工能力	官公庁発注の過去10か年度の同種工事の施工実績	同種実績2件以上	2.0	2点
		同種実績1件	1.0	
		同種実績なし	0.0	
	春日井市における過去3か年度の工事成績	78点以上	3.0	3点
		78点未満75点以上	2.0	
		75点未満72点以上	1.0	
		上記以外	0.0	

	官公庁発注の過去10か年度における優良工事表彰	2件以上あり	2.0	2点
		1件あり	1.0	
		なし	0.0	
	ISO9000 シリーズ認証取得の有無	あり	1.0	1点
		なし	0.0	
配置技術者の能力	官公庁発注の同種工事の施工経験(過去10か年度)主任(監理)技術者又は現場代理人の経験 <u>技術資料等提出後の配置技術者の変更は認めない</u>	同種実績2件以上	2.0	2点
		同種実績1件	1.0	
		同種実績なし	0.0	
	春日井市発注の土木一式工事における工事成績(過去3か年度の内1件)主任(監理)技術者又は現場代理人の経験 <u>技術資料等提出後の配置技術者の変更は認めない</u>	78点以上	3.0	3点
		78点未満75点以上	2.0	
		75点未満72点以上	1.0	
		上記以外	0.0	

イ 企業の信頼性・社会性

評価項目		評価基準	配点	満点
地域精通度・地域貢献度	過去5か年度のボランティア活動の実績	市内で実績あり	1.0	1点
		市内で実績なし	0.0	
	障がい者の雇用率	3.6%以上	2.0	2点
		3.6%未満1.8%以上	1.0	
		1.8%未満	0.0	
	市内在住者の雇用率	50%以上	1.0	1点
50%未満		0.0		

	災害協定締結の有無	春日井市と締結あり	1. 0	1点
		春日井市と締結なし	0. 0	

4 入札参加申込書の提出

制限付き一般競争入札に参加を希望する者は、電子入札システムの入札参加申込書に必要な事項を入力し、春日井市のホームページに掲載してある[事後審査型制限付き一般競争入札参加申込書](#)に必要な事項を記入し、添付ファイルとして送信すること。

(1) 入札参加申込書の提出期間

平成24年8月8日（水）午後3時から8月21日（火）午後4時まで

5 設計図書の配布

本工事に係る設計図書の配布は、本公告日より平成24年8月21日（火）午後5時まで、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）のポータルサイト「入札情報サービス」の「入札公告」からダウンロードする方法により配布する。

（ポータルサイト：<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>）

6 設計図書に対する質問及び回答

制限付き一般競争入札に参加申込をした者で設計図書に対する質問がある場合には、平成24年8月28日（火）正午までに春日井市建設部河川排水課へ文書により提出するものとする（必着）。質問に対する回答は、提出期限から5日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に書面で通知する。

7 入札書の提出

電子入札システムにより、入札書に必要な事項を入力し、工事費内訳書を添付ファイルとして送信すること。

(1) 提出期間

平成24年9月5日（水）午前9時から9月6日（木）午後4時まで

(2) 開札の場所及び日時

春日井市財政部管財契約課

平成24年9月7日（金）午前9時50分

(3) 落札者の決定

落札者の決定は、第3項第1号のとおりとし、落札決定日は平成24年9月12日(水)とする。なお、落札決定については、落札決定後、入札参加者へ電子入札システムにより通知する。

8 入札保証金

春日井市契約規則（昭和40年春日井市規則第6号）第11条の規定により免除する。

9 入札参加資格確認申請書等及び総合評価技術資料申請書等の提出

制限付き一般競争入札に参加申込をした者は、春日井市のホームページに掲載してある[事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書](#)及び関係書類（以下「資格確認申請書等」という。）並びに加算を受けるため必要となる[総合評価技術資料申請書](#)及び関係書類（以下「技術資料等」という。）を次のとおり作成し、持参（日曜日及び土曜日を除く。）又は郵送（必着）により提出しなければならない。なお、提出された資格確認申請書等及び技術資料等は、申請者に返却しない。

(1) 資格確認申請書等

ア 提出書類

- ・事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書
- ・建設業許可通知書の写し
- ・経営事項審査の総合評定値通知書の写し（申込日に1年7か月を経過していない直近のもので発行者の印影のあるもの）
- ・第2項第7号の工事を施工し、完成させた実績が確認できるもの（検査結果通知書の写し、履行証明書、工事实績情報システム（CORINS）竣工時登録データの写し等のうちいずれか一つ）

イ 提出部数 1部

ウ 提出期限 平成24年9月6日（木）午後4時

エ 提出先 春日井市総務部総務課

(2) 技術資料等

	評価項目	評価基準	提出書類等
企業の 施工能力	官公庁発注の過去 10 か年度の 同種工事の施工実績	平成14年度から23年度に完了した同 種工事の施工実績数を評価する。 *他の官公庁実績も対象とする。 *同種工事とは土木一式工事の排水 路及び雨水管整備工事とする。 *契約金額5,000万円未満の工事は、 加点対象としない。 *JV 工事は、出資割合 20%以上の場 合に限り、実績金額は、出資割合で按 分後の金額とする。 *下請けの施工実績は認めない。	施工実績を確認できるもの（検査 結果通知書の写し、履行証明書、 工事実績情報システム（CORI NS）竣工時登録データの写し等 のうちいずれか一つ）
	春日井市における過去3か年度 の工事成績	平成21年度から23年度に完了した春 日井市発注の土木一式工事の成績の 平均点 *JV 工事は加点対象としない。	提出するものなし
	官公庁発注の過去 10 か年度に おける優良工事表彰	平成14年度から23年度における表彰 を対象とする。 *他の官公庁実績を対象とする。 *JV 工事は、出資割合 20%以上の場 合、実績とみなす。	確認できるものの写し
	I S O9000 シリーズ認証取得 の有無	*契約先となる本店が認証されてい ること。	認定書の写し

配置技術者の能力	<p>官公庁発注の同種工事の施工経験（過去10か年度）</p> <p>主任（監理）技術者又は現場代理人の経験</p> <p><u>技術資料等提出後の配置技術者の変更は認めない</u></p>	<p>平成14年度から23年度に完了した同種工事の施工実績数を評価する。</p> <p>*他の官公庁実績も対象とする。</p> <p>*同種工事とは土木一式工事の排水路及び雨水管整備工事とする。</p> <p>*契約金額5,000万円未満の工事は、加点対象としない。</p> <p>*JV工事は、出資割合20%以上の場 合に限り、実績金額は、出資割合で 分後の金額とする。</p> <p>*下請けの施工実績は認めない。</p> <p>*現在属していない企業での実績も 認める。</p>	<p>施工実績及び配置技術者が当該工 事に従事したことが確認できるも の（工事実績情報システム（CO RINS）竣工時登録データの写 し又は検査結果通知書、履行証明 書若しくは技術者届の写し等）</p>
	<p>春日井市発注の土木一式工事 における工事成績（過去3か年 度の内1件）</p> <p>主任（監理）技術者又は現場代 理人の経験</p> <p><u>技術資料等提出後の配置技術 者の変更は認めない</u></p>	<p>平成21年度から23年度に完了した配 置技術者が担当した工事の成績を1 件使用する。</p> <p>*現在属していない企業での実績も 認める。</p> <p>*JV工事は、代表構成員の場合のみ 実績とみなす。</p>	<p>施工実績及び配置技術者が当該工 事に従事したことが確認できるも の（工事実績情報システム（CO RINS）竣工時登録データの写 し又は検査結果通知書、履行証明 書若しくは技術者届の写し等）</p>
地域精進度・地域貢献度	<p>過去5か年度のボランティア 活動の実績</p>	<p>平成19年度から23年度に企業として 行った活動を対象とする。</p>	<p>確認できるものの写し</p>
	<p>障がい者の雇用率</p>	<p>公告日現在の障がい者の雇用率を評 価する。</p>	<p>障害者雇用状況報告書の写し又は 障がい者雇用状況申請書（ホーム ページ掲載）</p>
	<p>市内在住者の雇用率</p>	<p>入札参加資格審査申請書提出時の常 勤従業員数に対する平成24年1月1 日現在の春日井市内在住の従業員数</p>	<p>提出するものなし</p>

		の割合を評価する。	
	災害協定締結の有無	技術資料等の提出期限現在、春日井市との間で締結した災害協定（加入している建設業関係団体を含む。）の有無を評価する。	確認できるものの写し

ア 提出書類

提出については、総合評価技術資料申請書を表紙とし、加算を受けようとする項目のみ提出するものとする。

イ 提出部数 1部

ウ 提出期限 平成24年8月21日（火）午後5時

エ 提出先 春日井市総務部総務課

10 入札の執行

- (1) 入札は電子入札システムにて行い、紙入札は原則行わない。
- (2) 工事費内訳書の提出がない場合及び第9項に規定する資格確認申請書等の提出が期限までにない場合は、無効とする。
- (3) 入札に参加する者が1者である場合においても、原則として入札を執行するものとする。
- (4) 入札の際に、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (5) 入札の回数は、1回とする。

11 契約書作成の要否 要

12 入札の無効等

第2項の規定による入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに心得書等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、開札後に

入札参加資格の確認を行い、資格無しと認められた場合は、事後審査型制限付き一般競争入札参加資格不適格通知書で資格のない旨通知する。

また、入札参加申込をした者であっても、申込後、指名停止措置を受け、入札時において指名停止期間中である者等入札時点において制限付き一般競争入札参加資格のない者の行った入札は、無効とする。

13 支払条件

- (1) 前払金：有
- (2) 中間前払金又は部分払：有

14 諸経費の調整

本件工事は、南下原排水路〔第1工区〕整備工事との分割工事であるため、本件工事以外に上記分割工事を重複して受注した場合の諸経費については、契約締結後に受注した工事を合算して諸経費の調整を行い、減額が生じる場合は減額の変更契約を行うものとする。ただし、本件工事の入札においては、諸経費調整を行わないものとして算出した金額を入札書に記載するものとする。

なお、変更契約の手続きについては、春日井市工事請負契約約款第24条によるものとし、変更額の計算方法は、次の式によるものとする。

変更額＝（本契約の工事と分割対象工事を併せた設計による諸経費）× {本契約の工事の諸経費 / （本契約の工事の諸経費＋分割対象工事の諸経費）} －本契約の工事の諸経費

15 その他

- (1) 工期は、事情により変更することがある。
- (2) 入札参加者は、本公告、春日井市建設工事等に係る電子入札取扱要領（平成19年6月1日施行）、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）利用規約（平成18年9月6日施行）、春日井市入札者心得書（平成4年5月1日施行）を遵守するものとする。
- (3) 制限付き一般競争入札に参加を希望する者が営業停止処分を受けた場合において、営業停止期間中は、入札参加申込、入札等の営業活動はできないものとする。

- (4) 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合、並びに「春日井市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合、春日井市は一切の損害賠償の責を負わない。

16 問い合わせ先

春日井市鳥居松町5丁目44番地

(入札参加資格に関すること)

春日井市総務部総務課庶務担当（電話 0568-85-6067）

(入札の執行に関すること)

春日井市財政部管財契約課契約担当（電話 0568-85-6267）

(工事の内容に関すること)

春日井市建設部河川排水課工務担当（電話 0568-85-6362）